

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第6号

新しい町の区域及び町名(案)が 公示されます

(令和7年10月に住所が新しくなります)

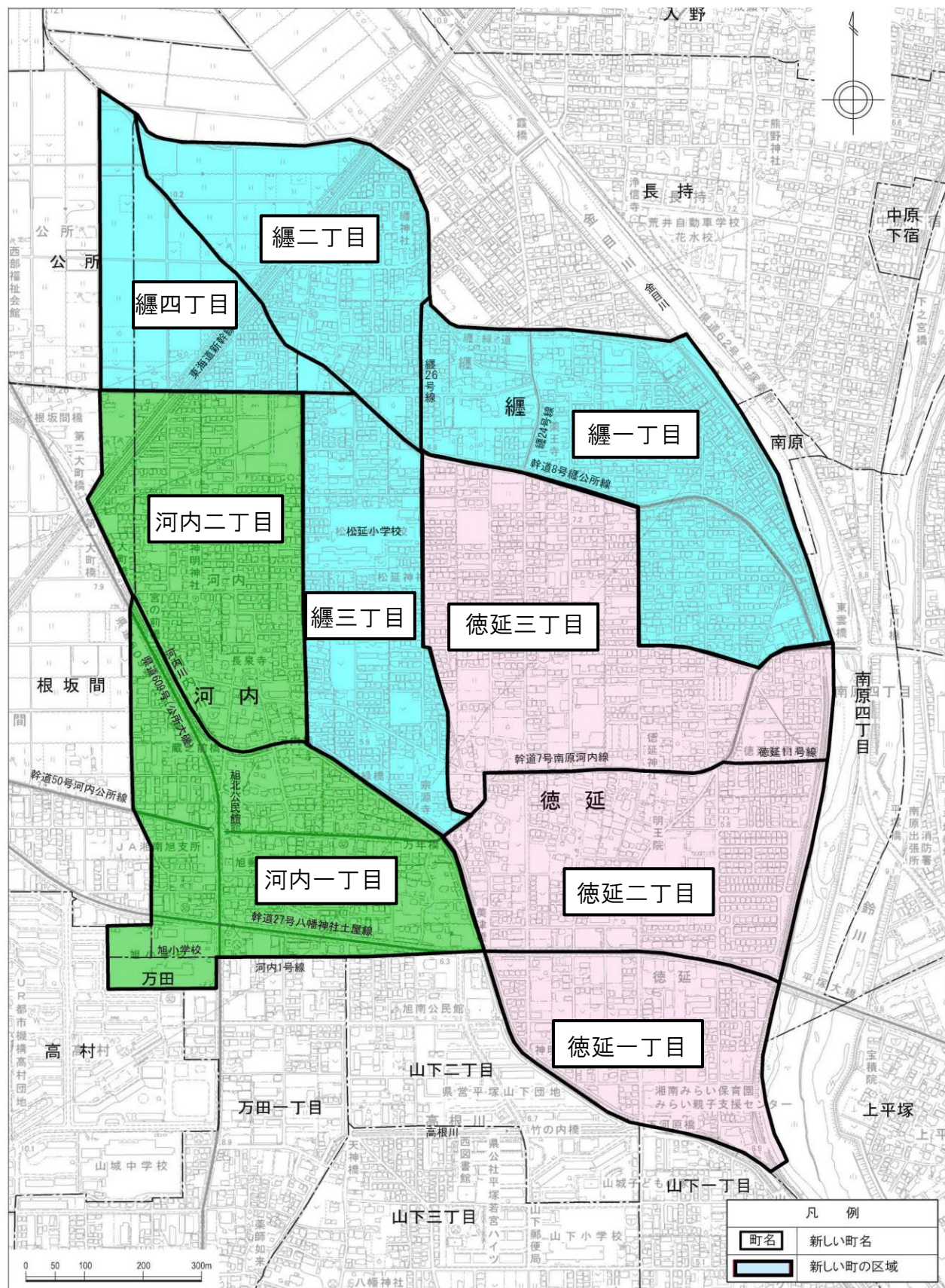
わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、令和6年1月に検討会から住居表示実施後の「町の区域及び町名」(案)を平塚市に提出しました。つきましては、下記のとおり、平塚市により住居表示に関する法律に基づく法定手続きが行われますので、お知らせします。

※「町の区域及び町名」(案)は2ページ目を参照ください。

- ・「町の区域及び町名」(案)は住居表示に関する法律に基づき平塚市が公示（＝広くお知らせすること）をします。（公示日は令和6年7月8日（月））
- ・この案に異議がある場合は、**令和6年8月7日（水）**までに50人以上の連署に理由を添えて、変更請求を行うことができます。（提出先は、平塚市です。）
- ・変更請求を行うことができるのは、実施区域内に住所があり、平塚市市議会議員及び市長の選挙権を有する人です。（公示日の令和6年7月8日現在）

※住居表示について・・・平塚市では、住居表示に関する法律に基づき、市内の市街化区域の約8割で住居表示が実施されています。（令和6年7月時点）

住居表示実施後の町の区域及び町名(案)



令和6年(2024年) 7月

※今後の法令手続き等により変更となる場合があります。

【参考】今後のスケジュール（予定）

	内 容
令和6年度	・住居表示実施に向けた現地調査 （令和6年6月～実施までの随時） ・住居表示に関する法律に基づく公示（令和6年7月8日） （変更請求期間：令和6年7月9日～8月7日まで） ・平塚市議会へ上程（令和6年12月予定）
令和7年10月	旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示実施予定

住居表示の実施により住所の表記が変わることで、ご自身で住所変更の手続きをしなければならないものがあります。

手続きの詳細は、住所変更の時期（令和7年10月予定）の前に住居表示の手引き（手続き等が記載された冊子）の配付や、説明会等の開催により、皆様へご説明を予定しております。

～～手続きの一例です～～

○手続き不要：行政（市や法務局等）が職権で住所変更するもの

例・住民基本台帳などの公簿類の住所欄 ・登記簿の字名（表題部）
 ・国民年金／厚生年金受給者 ・印鑑登録原票 ・医療証（㊟、㊿）
 ・児童扶養手当証書 ・上下水道 ・NTT（固定電話） ・NHK など

○手続き必要：皆様に住所変更手続きをお願いするもの

例・マイナンバーカード ・運転免許証 ・車検証 ・障害者手帳（身体、療育、精神）
 ・㊿医療証 ・登記簿（権利部）の所有者の住所 ・個人契約の銀行や保険等 など

なお、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための郵送料がかからない切手不要のハガキや、住居表示によって住所の表記が変わったことを証明する「住居番号設定通知書兼証明書」も令和7年度に配付を予定しています。



詳しくは事務局
まで、お問合せく
ださい。

令和6年7月
発行：旭地区第2次住居表示実施検討会
事務局：平塚市都市整備課
電話：21－8783（直通）
23－1111（代表） 内線2604